

新潟県警察再就職支援事務取扱要綱の制定について（例規通達）

令和7年3月4日
本部（警務）第11号

この度、新潟県警察再就職支援事務取扱要綱を別添のとおり制定し、令和7年4月1日から実施することとしたので、職員に周知の上、今後の取扱いに誤りのないようになされたい。

別添

新潟県警察再就職支援事務取扱要綱

第1 趣旨

この要綱は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）、職員の退職管理に関する条例（平成27年新潟県条例第54号）及び職員の退職管理に関する規則（平成28年新潟県人事委員会規則第20-1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、新潟県警察における再就職支援に係る事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

この要綱における用語の意義は、それぞれ次に掲げるところによる。

(1) 特定地方警務官

地方警務官のうち、新潟県警察において巡査の階級から順次警視の階級まで昇任し、引き続き地方警務官となった者をいう。

(2) 職員

次に掲げる者を除いた新潟県警察職員をいう。

ア 特定地方警務官以外の地方警務官

イ 条件付採用期間中の職員

ウ 任期付職員

エ 臨時的任用職員

オ 会計年度任用職員

(3) 退職職員

勸奨退職した職員及び60歳に達した日以降に離職した職員をいう。

(4) 退職予定職員

勸奨退職を予定している職員及び60歳に達した日以降に離職を予定している職員をいう。

(5) 求職職員

退職職員及び退職予定職員のうち、再就職を希望する者をいう。

(6) 管理又は監督の地位にある職員

一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号）第24条の2第1項に規定する管理職手当が支給されている、又は離職前に支給されていた職員をいう。

(7) 団体等

国、国際機関、地方公共団体、行政執行法人通則法（平成11年法律第103号）

第2条第4項に規定する行政執行法人及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。

(8) 営利企業等

営利企業（商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業をいう。）及び営利企業以外の法人（団体等を除く。）をいう。

(9) 求人企業等

求職職員の採用を希望する営利企業等及び団体等をいう。

(10) 再就職者

営利企業等に再就職した退職職員をいう。

(11) 働きかけ

再就職者が、職員に対し、再就職者の離職前5年間の職務に属する契約等事務に関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求又は依頼することをいう。

第3 事務局

- 1 求職職員と求人企業等との間における雇用関係の成立をあっせんするため、警務部警務課（以下「警務課」という。）に新潟県警察の再就職支援に係る事務局を置き、無料の職業紹介事業（以下「職業紹介事業」という。）を行う。
- 2 事務局は、事務局長、副事務局長及び事務局員をもって構成する。
- 3 事務局長は警務部警務課長（以下「警務課長」という。）を、副事務局長は警務課人事管理官を、事務局員は事務局長が指名する者をもって充てる。
- 4 事務局は、求職職員の再就職の支援に係る職業紹介事業を行う。
- 5 事務局長は、求職職員及び求人企業等に対し、職業紹介事業の内容、遵守事項等を十分に説明し、職業紹介事業の適正な運用の徹底を図るものとする。

第4 再就職支援事務等

1 人材情報の管理

(1) 退職予定職員の意向調査

事務局長は、年度ごとに、当該年度の退職予定職員を対象に、再就職の支援に関する意向調査を実施するものとする。

(2) 人材情報の登録

事務局長は、求職職員から人材情報登録申込書（別記様式第1号）を提出させ、当該求職職員に関する情報（以下「人材情報」という。）を登録するものとする。

(3) 人材情報の登録の抹消

事務局長は、求職職員が次のいずれかに該当することとなったときは、当該求職職員の人材情報の登録を抹消するものとする。

ア 求職職員の再就職が内定したとき。

イ 求職職員が再就職の支援の打ち切りを申し出たとき。

ウ その他求職職員の人材情報の登録を継続することが適当でないと認められるとき。

2 求人情報の管理

(1) 求人情報登録申込書の提出

事務局長は、求人企業等から求職職員を採用したい旨の依頼を受けたときは、当該求人企業等に対し、求人情報登録申込書（別記様式第2号）の提出を求めるものとする。この場合において、事務局長は、求人企業等に対し、再就職者による働きかけが規制されていることについて教示するとともに、管理又は監督の地位にある職員の再就職状況が公表されることについて同意を得るものとする。

(2) 求人情報の登録

事務局長は、求人企業等から求人情報登録申込書の提出を受けたときは、当該求人企業等に関する情報（以下「求人情報」という。）を登録するものとする。

(3) 求人情報の登録の抹消

事務局長は、求人企業等が次のいずれかに該当することとなったときは、当該求人企業等の求人情報の登録を抹消するものとする。

ア 求人企業等に再就職する求職職員が決定したとき。

イ 求人企業等が求職職員の採用の打切りを申し出たとき。

ウ その他求人企業等が求職職員の再就職先として適当でないと認められるとき。

3 支援の手続等

(1) 支援の範囲

事務局長は、求職職員が在職中に培った知識及び経験を生かした社会貢献活動に従事できるように、人材情報と求人情報との照合から求職職員を求人企業等へ紹介するまでの支援を行うものとする。

(2) 求職職員への求人情報の提供

事務局長は、人材情報に適合する求人情報を求職職員に提供するものとする。求職職員から求人企業等に対する照会があった場合も同様とする。

(3) 求人情報の取扱い

求職職員は、前記(2)で知り得た求人情報を他者に口外する等、求人企業等の信頼を損なうような行為をしてはならない。

(4) 求人企業等への人材情報の提供

事務局長は、求職職員が求人企業等への再就職を希望したときは、当該求人企業等に当該求職職員の人材情報を提供するものとする。

(5) 採否結果の連絡

事務局長は、求人企業等に人材情報を提供したときは、当該求人企業等に対し、当該人材情報に係る求職職員の採否結果について連絡を求めるものとする。

第5 再就職状況の届出と公表

1 再就職状況の届出

管理又は監督の地位にある職員は、離職後2年間、再就職した場合には、規則第24条第1項に規定する届出書により、速やかに、事務局長を経由して本部長に届け出なければならない。再就職の届出の内容に変更があった場合も、同様とする。

2 再就職状況の公表

事務局長は、毎年7月末までに、その年の前年の7月1日からその年の6月30日

までの間に届け出のあった前記1の再就職状況を、警務部広報広聴課情報公開室に備え付けて一般の閲覧に供するものとする。

なお、公表する内容は、再就職した届出対象者の氏名、離職時の職名、離職日、再就職日、再就職先の名称及び再就職先における地位とする。

3 特定地方警務官への適用

特定地方警務官については、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の23及び第106条の25の規定によるものとする。

第6 保存期間等

1 職業紹介事業に係る人材情報、求人情報等は、年度ごとに管理する。

2 規則第24条第1項に規定する再就職の届出書の保存期間は2年とし、その他文書の保存期間は1年とする。